

防災性と居住環境の向上を図り安全で住みよいまちづくりを目指して

平成26年4月から志茂地区全体(志茂1~5丁目)での新たな防災まちづくりがスタートしました

今後とも住民の皆さんの志茂防災まちづくりへのご理解とご協力よろしく申し上げます

志茂地区全体が東京都木密地域不燃化10年プロジェクトの

不燃化特区に指定されました

平成26年4月から平成32年度までの間、志茂地区全体(志茂1~5丁目)で、以下のような支援策が受けられます。①、②、③のいずれの支援を受ける場合でも、工事着工前に区への申請手続きが必要になります。

① 老朽建築物の除却支援 (建築物の除却費及び敷地の整地費に対する助成)

〈助成対象建築物〉

昭和56年以前に建てられた建築物で区が危険と認定した建物 等

〈助成額=次の㊦、㊧、㊨のいずれか少ない額〉

㊦実費額、㊧床面積×2万1千円/m²(木造以外は3万円/m²)、㊨160万円

② 老朽建築物の戸建て建替え支援

〈助成対象建築物の主な要件〉

○建替え前

東京都の基準による老朽建築物(建築後15年以上の木造住宅、建築後14年以上の木造モルタル住宅 等)

○建替え後

- 自己使用居住の延べ床面積1/2以上の住宅
- 敷地面積65m²以上(H26.4.1以前で既に65m²以下の敷地等については対象)

〈建築物の除却費及び整地費に対する助成額=次の㊦、㊧、㊨のいずれか少ない額〉

㊦実費額、㊧床面積×2万1千円/m²(木造以外は3万円/m²)、㊨160万円

〈建築設計費及び工事監理費の一部に対する助成限度額〉

- 耐火建築物90万円
- 準耐火建築物80万円

③ 老朽住宅除却後の土地、不燃化の建替えを行った住宅にかかる固定資産税、都市計画税の減免

〈老朽建築物を除却した土地〉

- 区から防災上危険な老朽建築物であると認定を受けた建築物を除却したなど減免要件に該当する場合、その土地に対する税が8割(小規模宅地並に)減免となります。(最長5年度分)

〈不燃化の建替えを行った住宅〉

- 主に、木造または軽量鉄骨造の家屋を、居住部分が1/2以上の住宅に建替えるなど減免要件に該当する場合、建物に対する税の全額が減免となります。(5年度分)

助成を受ける場合には、上記の記載事項の他にも必要な条件があります。詳しくは、北区公式ホームページ

(<http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/987/098792.htm>)

をご確認いただくか、下記までご相談下さい。

北区まちづくり部 まちづくり推進課 担当：佐野、小池

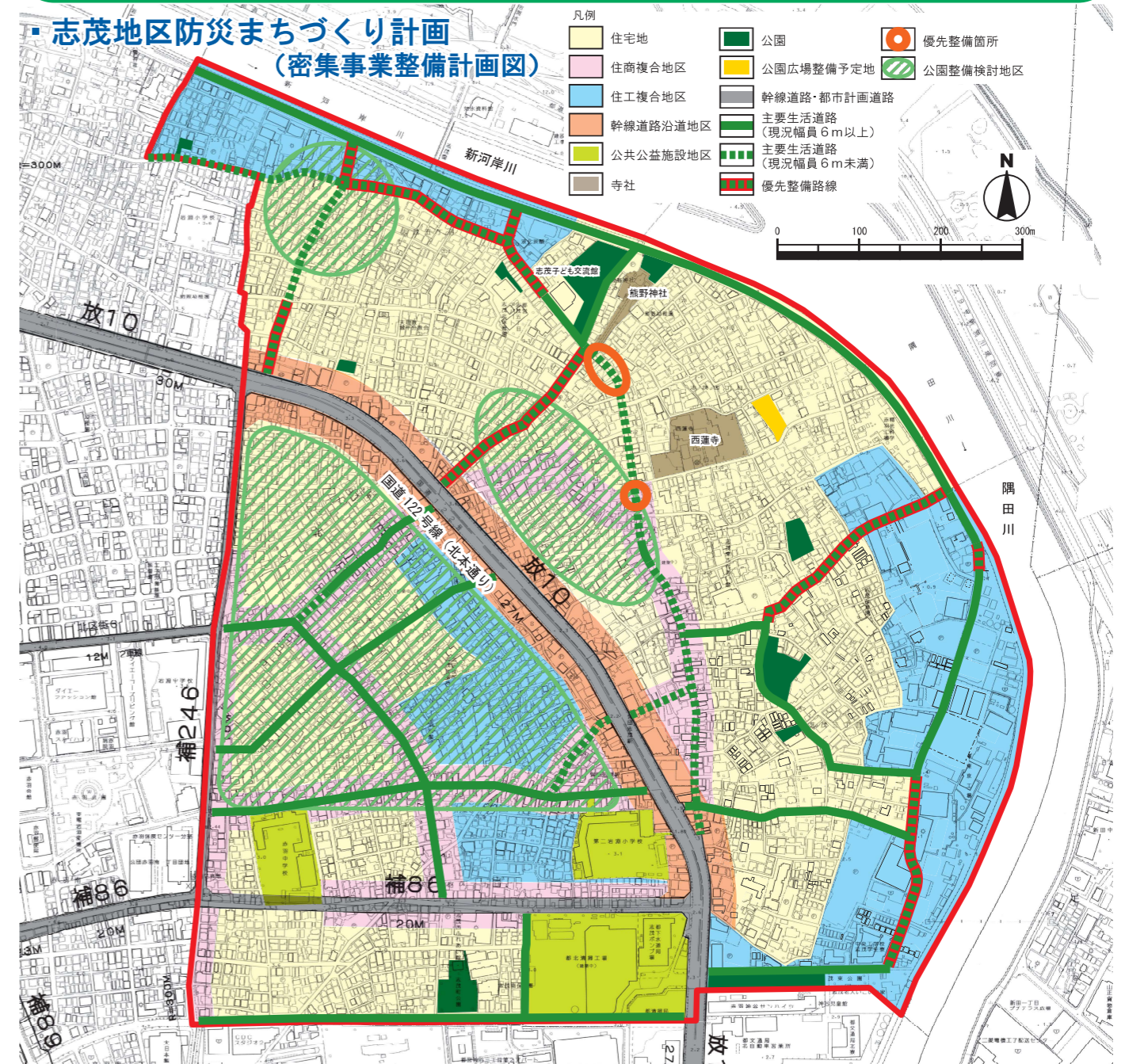
電話 3908-9154 FAX 3908-2244

E-mail: machisuishin-ka@city.kita.lg.jp

事務局・問い合わせ先

平成26年4月から

密集事業(住宅市街地総合整備事業)が志茂1、2丁目に拡大されました



今後、区では、不燃化特区の指定に伴い、上図における「優先整備路線」を中心に、幅員6mの拡幅整備に向け、関係地権者の皆さまへの積極的な働きかけを行ってまいります。皆さまのご協力をお願いいたします。